

定 款

一般社団法人和歌山メディカルネットワーク

令和6年10月17日作成

一般社団法人和歌山メディカルネットワーク定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人和歌山メディカルネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市和歌浦東3丁目5番29番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、将来の医療需要を見据えた持続可能な医療提供体制を構築するため医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、和歌山保健医療圏（和歌山市、海南市、海草郡紀美野町）とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機器等の共同購入及び共同利用
- (2) 医療材料・医薬品の共同購入
- (3) 医療従事者の資質向上に関する共同研修
- (4) 参加法人間でのICT化の促進
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業を行わない。

- (1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集
- (2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う。

- (1) 要介護者への対応・人材育成
- (2) 要介護者の情報共有化
- (3) 認知症対策と職員教育
- (4) 地域における調剤薬局との連携

第3章 社 員

(法人の構成員)

第7条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第8条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第9条 以下の者については、社員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等

以内の親族

- (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第 10 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(参加法人等の義務)

第 11 条 第 6 条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 事業に係る重要な資産の処分
- (2) 事業計画の決定又は変更
- (3) 法人の合併又は分割
- (4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止

(任意退社)

第 12 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 13 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 14 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 10 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(構成)

第 15 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故がある時は、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該

社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(書面決議等)

第22条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面、電磁的記録又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前条の規定の適用についてはその社員は出席したものとみなす。

4 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時には、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第27条 以下の者については、役員としない。

(1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

(2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

(3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで若しくは選任後2年を経過するまでのいずれか早い時とす

る。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 32 条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(代表理事の選定及び解職の効力)

第 35 条 代表理事の選定及び解職は、和歌山県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合には、この限りでない。

(招集)

第 36 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 40 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

- 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。
- 3 地域医療連携推進評議会の定員は、5 人以内とする。
- 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。
- 5 地域医療連携推進評議会の構成員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠として選任された地域医療連携推進評議会の構成員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 地域医療連携推進評議会の構成員は理事会の決議によって解任することができる。
- 8 地域医療連携推進評議会の構成員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(権限)

第 41 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 11 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 42 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 43 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産)

第 44 条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第 45 条 本法人の資産のうち、設立当時の財産を基本財産とする。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第 46 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第 49 条 本法人の理事は、前条第 4 項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第 4 項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第 1 項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第 50 条 本法人は、前条第 3 項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第 51 条 本法人は、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 2 本法人は、社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、事業報告書等（財産目録を除く。）及び監事の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(届 出)

第 52 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を和歌山県知事に届け出なければならない。

第 53 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第 54 条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 56 条 この定款の変更は、和歌山県知事の認可をもって、その効力を生じる。

第 57 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 58 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、和歌山県知事の認可を受けなければならない。

(清算)

第 59 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、和歌山県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 60 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 61 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 62 条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所及び電子公告に掲示する方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 雑 則

第 63 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

(最初の事業年度)

- 1 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

- 2 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

和歌山県和歌山市和歌浦東 3 丁目 5 番 31 号

医療法人福慈会

和歌山県和歌山市吹屋町 4 丁目 30 号

